

**簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示**  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年9月3日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局 相武国道事務所長

1. 業務概要

- (1) 業務名 R6B国道20号日野BP(延伸)2期漁業補償調査算定他業務(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、相武国道事務所施行の国道20号日野バイパス(延伸)2期工事により生じる漁業権の消滅又は制限の補償に関し、補償内容の検討及び補償金算定等を行うものである。
- (3) 履行期間  
履行期間は以下のとおり予定している。  
令和6年11月(下旬)から令和7年6月30日まで
- (4) その他
  - 1) 参加要件等  
本業務における参加要件等は以下のとおりである。
    - ・業務実績  
同種業務：漁業補償に関する調査算定業務  
類似業務：登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(令和2年12月23日付け国不用第35号)の記1.の別紙に定めるいずれかの業務
  - 2) 試行に関する事項  
業務説明書(共通事項)による。業務個別に適用される試行は無い。

2. 参加資格

- (1) 技術提案書の提出者
  - 1) 基本的要件
    - ア) 単体企業
      - a) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
      - b) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度補償コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。  
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
      - c) 「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条第1項別表の営業補償・特殊補償部門の登録を受けていること。
      - d) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

- e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- f) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

イ) 設計共同体

本業務は、設計共同体による参加を認めない業務である。

2) 資本関係又は人的関係

技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（業務説明書（共通事項）参照）

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力  
継続教育取組実績、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、優良表彰
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他  
業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性、その他代替案や重要事項の指摘
- (3) 特定テーマに関する技術提案

5. 手続等

- (1) 担当部局（説明書の交付場所、参加表明書の提出場所、技術提案書の提出場所）  
国土交通省関東地方整備局相武国道事務所経理課契約係  
TEL 042-643-2003  
電子メール ktr-sobu\_keiyaku@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

交付期間：令和6年9月3日（火）から令和6年10月15日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（9時00分から17時00分まで）。ただし、最終日は15時00分まで）。

交付方法：電子入札システムにより交付する。

(3) 参加表明書の提出期限等

提出期限：令和6年9月13日（金）15時00分。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

(4) 技術提案書の提出期限等

提出期限：令和6年10月15日（火）15時00分。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 関連業務を随意契約する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。
- (6) 本案件は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。また、契約手続きにか

かる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システム及び電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契約方式に代えるものとする。電子入札システム等によらない手続きの詳細は、『入札説明書補足－電子入札システム等によらない場合における各種資料等の提出方法一覧』による。

(7) 参加資格の認定

2. (1) 1) ア) b) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も

5. (3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(8) その他 詳細は業務説明書（共通事項）及び業務説明書（個別）による。